

都市計画法第65条に基づく許可申請について

越谷市都市整備部都市計画課

【都市計画法第65条について】

都市計画法第65条とは、都市計画事業の認可及び承認を受けた都市計画施設の事業地内において、事業の施行の障害となる恐れがある建築等を制限するものです。

越谷市において上記の事業地内で建築等を行う場合は、越谷市長の許可を得る必要があります。

【許可対象行為】

都市計画施設の事業地内において、都市計画事業の施行の障害となる恐れがある次に示す行為。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) その他工作物の建設
- (4) 重量が5tを超える物件の設置若しくは推積（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5t以下となるものを除く。）

【許可の基準等】

都市計画事業の認可及び承認の告示（都市計画法第62条第1項）がされると、同法第53条の許可規定は適用されず、同法第65条の許可規定が適用されます。**原則として都市計画事業地内で建築物の建築等はできません**が、事業の施行に障害がないと確認できたときは許可をする場合があります。

【事前協議】

都市計画法第65条第1項の許可を受けようとする場合は、建築等の内容について、事前に当該都市計画事業の施行者と協議するようお願いします。

※事前協議が必要な事業

越谷都市計画事業3・4・40号新越谷駅北通り線 事業担当：越谷市道路建設課

住所：越谷市越ヶ谷4-2-1本庁舎5階

TEL：048-963-9202（直通）

越谷都市計画事業3・3・3号浦和野田線

事業担当：埼玉県越谷県土整備事務所

住所：越谷市越ヶ谷4-2-82 2階

TEL：048-964-5223（直通）

【申請・届出に係る添付資料】

※ 届出等に当たっては、以下の資料を2部〔越谷市分、届出（申出）者控分〕ご用意ください。

※ 消せるボールペンを使用して記入しないでください。

- 1 案内図
- 2 公図の写し
- 3 配置図
- 4 平面図
- 5 立面図
- 6 断面図
- 7 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は、当該行為の内容を明らかにする書類
- 8 建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする場合は、矩計図又は構造が分かる図面
- 9 事前協議の議事録
- 10 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
- 11 その他市長が必要と認める書類